

Office News

July. 2021

社会保険労務士 **ハセガワ** 事務所



トピックス

最低賃金28円引上げ 東京1041円大阪992円

令和3年7月14日、中央最低賃金審議会の小委員会において、令和3年度の地域別最低賃金の改定の目安に関する審議が実質的に結審しました。令和3年度の改定の目安は、全国加重平均額で28円の大幅な引き上げとなる模様です。目安どおりに改定されると、令和3年度の地域別最低賃金額は、全国加重平均額で930円となります（現在は902円）。

地域別（都道府県別）にみると、関東では東京都が1,041円、神奈川県が1,041円となり、関西では大阪府が992円、京都府が937円、兵庫県が928円となります。最も低い県でも820円となり、800円未満の地域がなくなることとなります。

昨年度は、新型コロナの影響で雇用を守ることが最優先とされ、引き上げは見送られましたが、今年度は、ワクチン接種が進んでいること、経済指標の一部で回復がみられること、経営が厳しい企業には支援策が検討されていることなどを考慮して、このような目安を示したとされています。また、政府が「全国加重平均1,000円の早期実現をめざす」と表明していることも決め手になったのかもしれない。

これまででは都道府県を物価や経済状況に応じて4つのランクに分け、目安を示してきましたが、今回は一律28円の引き上げとなり、最低賃金の伸び率は再び3%を超えました。

今後、中央最低賃金審議会において、目安について正式に答申などが行われ、最終的には、目安を参考にしつつ、各都道府県で地域別最低賃金額が決定されることとなります。（適用開始は令和3年10月頃から）



労務相談Q & A



シロクマ
人事部長

パンダ先生、こんにちは。
新型コロナウイルスの影響により、親会社の経営状況が悪化し、親会社の社員A君が先月から弊社に出向してきました。A君は勤務態度が悪く、遅刻を繰り返しています。この場合、弊社で懲戒処分を行うことは可能でしょうか？また、万が一親会社が倒産した場合はどうすればいいのでしょうか？



パンダ
社労士

シロクマ部長、こんにちは。
今回の質問における出向は、「在籍出向」に当たります。在籍出向とは、出向元の会社に在籍したまま、出向先の会社の事業所で、一定期間にわたり業務に従事することをいいます。

在籍出向の場合、もとの会社との間の労働契約は残されたまま労働者は出向先の指揮命令に従うこととなりますので、出向先の就業規則に違反することは許されるものではありません。

今回のケースの場合、懲戒処分を出向元で行うか、出向先で行うかは出向契約書で予め決めておくべきですが、一般的には出向先で行うことが多いようです。一方、懲戒解雇などのように雇用契約そのものが解除されてしまう場合には、出向元において行うことが一般的です。当然ですが、出向元、出向先のどちらで処分を下すときも、それぞれの就業規則の懲戒規定に当てはまる行為でなくてはなりません。

もし、出向元の親会社が倒産した場合、その出向社員を出向先で受け入れるかどうかですが、在籍出向による出向社員は出向先との雇用関係はありませんので、倒産後に雇用しなくても問題はありません。



今月の実務スケジュール

- 労働保険年度更新（申告書作成・提出）
- 算定基礎届の提出（健康保険・厚生年金）
- 障害者雇用状況報告書の作成・提出
- 高年齢者雇用状況報告書の作成・提出
- お中元、暑中見舞いはがきの発送



連絡先

- ◆所在地：〒573-1121 枚方市楠葉花園町 3-13-201
★京阪本線「樟葉」駅から徒歩9分
- ◆TEL：072-396-4870（サンキュー労使ハナマル）
- ◆FAX：072-396-4780（サンキュー労使悩まん）
- ◆メール：info@sharoshi-hasegawa.com
- ◆ホームページ：http://sharoshi-hasegawa.com